

令和2年3月26日

会員各位

一般社団法人愛知県自動車整備振興会

自動車検査証の有効期間伸長手続きについて
【新型コロナウイルス関連 愛知運輸支局】

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止につきまして、自動車検査証の有効期間が伸長される旨の通知が出ているところですが、この度、愛知運輸支局におきまして、自動車検査証の有効期間伸長を希望する際の申請用紙の記載について通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、OSS申請につきましては、別途手続きが必要となりますので、「継続検査 OSS申請における自動車検査証の有効期間の伸長について」をご確認ください。

自動車検査証の有効期間 伸長手続きについて

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日から3月31日までの自動車については、当該有効期間を令和2年4月30日まで伸長し、年度末に集中する申請の分散を図っています。

有効期間の伸長は、申告により受け付けますので希望される場合は、申請用紙に朱書きで「伸長希望」と記載して頂き、検査窓口に申請書類を提出される際にその旨を、職員にお伝え頂きますようお願いいたします。

なお、伸長手続きを行うことにより、エコカー減税による初回継続検査時^{*}の自動車重量税の免税を受けられる場合がございますので、今一度、ご確認頂きますようお願いいたします。

※初回継続検査時(エコカー減税)

車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付を受けた場合に限り適用

継続検査を申請する前に

- 伸長した場合の自賠責保険の加入については、前の自賠責保険の終期から引き続き加入契約の必要がございます。詳しくは、契約先の保険(共済)代理店等にご相談下さい。

